

議員提出議案第1号

入間川小学校特別通学許可地区の廃止に伴う通学路の安全対策及び入間川小学
童保育室の環境整備を求める決議について

狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議
する。

令和3年9月30日

狭山市議会議長 太田 博希 様

提出者	狭山市議会議員	千 葉 良 秋
賛成者	同	齋 藤 誠
	同	金 子 広 和
	同	猪 股 嘉 直
	同	三 浦 和 也
	同	内 藤 光 雄

提案理由

入間川小学校特別通学許可地区の廃止に伴い、当該地区から入間川小学校に通う通学路の安全対策及び入間川小学童保育室の環境整備を求めるため、この案を提出するものである。

別紙

入間川小学校特別通学許可地区の廃止に伴う通学路の安全対策及び入間川小学童保育室の環境整備を求める決議

令和4年3月末をもって、入間川小学校特別通学許可地区が廃止されることに伴い、原則として、同地区に居住する児童は入間川小学校へ通学することになる。

入間川小学校へ通学することになる新1年生は、入間川東小学校に通学する場合と比べ通学距離が長くなることから、さらなる通学路の安全対策が必要である。また、「仕事と子育ての両立の推進」の観点において、入間川小学童保育室の時間延長や定員拡充など、入間川小学校の環境整備について、早急かつ具体的に取り組む必要がある。

加えて、該当する通学区域の保護者、自治会などへの十分な説明を行う必要もあると考えられる。

よって、当該地区に関して、下記の事項を実現されるよう要望する。

記

- 1 下校時に交通の危険が心配される場所や人通りの少ない場所については、警備のための人員を配置するなど、登下校時の児童の安全確保に配慮すること。
- 2 通学路の安全対策として、街路灯の増設や水溜りの解消などの対策を講じること。
- 3 入間川小学童保育室の保育時間の延長及び定員の拡充を行い、保護者の負担軽減を図ること。

以上、決議する。

令和3年9月 日

埼玉県狭山市議会